

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改 正 案	現 行
<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>二 銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合に</p>	<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>二 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合に</p>

ハ 口
会計上の引当て及び償却に関する基準の概要
ハ 標準的手法採用行にあつては、エクスポート・ボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

二 内部格付手法採用行にあつては、次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセツトの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセツトの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあつては、エクスポート・ボージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合

(3)(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3)(2) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i) 資産区分ごとの格付け与手続

(ii) パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及

びその検証体制

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事

は、その理由を含む。）

ハ (2) エクスポート・ボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

使用する内部格付手法の種類

内部格付制度の概要

(3)(2)(1) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(i)及び(ii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・ボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポート・ボージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポート・ボージャーについて区別して開示することを要する。）

ソブリン向けエクスポート・ボージャー

金融機関等向けエクスポート・ボージャー

(iv)(iii)(ii) 株式等エクスポート・ボージャー（株式等エクスポート・ボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポート・ボージャー

項

場合	計画がある	内部格付手法を段階的に適用する	内部格付手法	場合	計画がない	内部格付手法を段階的に適用する	内部格付手法	内部格付手法の種類
ないとき	資産区分がない	除外する事	内部格付手法	業単位又は資産区分がないとき	業単位又は資産区分が除外する事	内部格付手法の種類	内部格付手法	二 内部格付手法が適用される事
四 前号の範囲に適用する信用リ	三 位又は資産区分の範囲	当該計画の対象となる事業單	一 業単位又は資産区分の範囲	二 内部格付手法が適用される事	一 使用する内部格付手法の種類	二 内部格付手法の適用を除外す	一 使用する内部格付手法の種類	一 使用する内部格付手法の種類
					あるとき	る事業単位（多数である場合にあつては、主な事業単位）又は資産区分の範囲	二 内部格付手法が適用される事	二 内部格付手法が適用される事

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー
 (vii) その他リテール向けエクスボージャー

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
 イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま

で（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
 ニ 証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出
 ホ 証券化エクスボージャーのマーケット・アセツト相当額の算出
 ピ に使用する方式の名称

ト 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているかどうかの別
 ハ 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行つた証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスボ

手法の種類	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業單位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
資産区分の範囲	五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多數である場合にあつては、主な事業単位）又は

ジャーを保有しているものの名称

チ
証券化取引に関する会計方針

リ|
証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判

定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

内部評価方式を用ひてある場合は、その既定

日本語で式を用いていふ場合に之の標準

定量的分析報に重要な変更が生じた場合には、この内容

第十四条各号の算式ニマードツト・リスフ相当額ニ係る額を算

水第十四条各号の算式はマーケット・リブ・タクシ当客に依る客を算

する場合は限る。)

リスク管理の方針及び手續の概要

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数）

数の方式を使用する場合には、業務の別拠点の別又は個別リ

スク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。)

想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を

踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概

要並びにバツク・テスティング及びストレス・テストの説明

追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評

四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関する用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リス

ク（以下「カウンター・パーティ信用リスク」という。）に関する
リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当
該カウンター・パーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む
。）

六| 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ| リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ| 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま
で（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の
四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整
備及びその運用状況の概要

ハ| 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を

行つた場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化
取引に係る証券化エクスポート・ジャマーを保有しているかどうかの
別

二| 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称
及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等によ
る自己資本への影響

ホ| 証券化取引に関する会計方針

ヘ| 証券化エクスポート・ジャマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判
定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変
更した場合には、その理由を含む。）

ト| 内部評価方式を使用している場合には、その概要
七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七| オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名
称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用
範囲を含む。）

ハ| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

イ| (1)| 当該手法の概要

ハ| (2)| (1)| 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行
つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八| 銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

九| 第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポート・ジャマー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポート・ジャマーに
に関するリスク管理の方針及び手続の概要

一| 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
イ| リスク管理の方針及び手続の概要

二| 第一項の定手法の概要

三| 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別
紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説
明

一| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
ト| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ| リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ| 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

ハ| オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1)| 当該手法の概要

(2)| 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九| 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三

号に規定する出資その他これに類するエクスポート・ジャーマー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポート・ジャーマー（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。以下同じ。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要

十| 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。第十条第四項第一号ニ(1)、第十二条第四項第二号ニ(1)及び第十五条第四項第二号ニ(1)並びに別紙様式第二号第二

イ| 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1)| 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

ロ| 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（v）及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・ジャーマー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

ソブリン向けエクスポート・ジャーマー

金融機関等向けエクスポート・ジャーマー

居住用不動産向けエクスポート・ジャーマー

適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーマー

その他リテール向けエクスポート・ジャーマー

(3)| 証券化エクスポート・ジャーマー

ロ| 内部格付手法が適用される株式等エクスポート・ジャーマーに係る信
用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区
分ごとの額

				(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
ハ				簡易手法が適用される株式等エクスボージャー
	(ii)	(i)		内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー
	(2)			PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー
				信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する）をいう。以下この条、第四条、第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
二				マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額
	(1)			標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
	(2)			内部モデル方式
ホ				オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
	(3)	(2)	(1)	基礎的手法 粗利益配分手法 先進的計測手法
				単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項

償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別
(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスボージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスボージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことと伴い、当該エクスボージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ 内部格付手法採用行 信用リスク・アセツトのみなし計算（

自己資本比率告示第百六十七條の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスボージャーの額

三 第一項の国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人

第七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスボージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスボージャーの主な種類別の内訳

ハ 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別
(2) 業種別又は取引相手の別
(3) 残存期間別

二 (1) 地域別
(2) 業種別又は取引相手の別

ハ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分

(4)	オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポートの額、対象資産に係るエクスポートに係るエクスポートの額及び証券化エクスポートの額の合計額をいう。）
(1)	金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下口、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
(1)	金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
(2)	金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額
(3)	金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
(4)	金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート方式で計算し

(1)	事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートに係るEL _{default} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
(2)	PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート 債務者格付とのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
(3)	居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポートの次の一いずれかの事項
(i)	プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートに係るEL _{default} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

たアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ| 計額
金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・ヤーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカント・エクスポート・ヤー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

二| 発行済の有価証券の残高

ホ| 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ| 信託財産及びこれに類する資産の残高

ト| (金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。) の年間の合計額

(ii) 適切な数の区分を設けた上でのブール単位でのエクス

ボーナーの分析

リ| 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤ

ブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーご

との直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ| 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ| 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポート・ヤーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポート・ヤーの額の上方調整を行つてい

リ	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	。	の残高の合計額	(1)	売買目的有価証券	(2)	その他有価証券								
チ	次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く）														
一	前項の単体レバレッジ比率の構成に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。	7	前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項	6	規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。	5	第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）により作成するものとする。	4	金利リスクに関して内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額	3	対外与信の残高 ル 対外債務の残高	2	観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高	1	引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

二| 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた

原因（当該差異がある場合に限る。）

8| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

二| 当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

二| 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲

げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ| 担保の種類別の額

ヘ| 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト| 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテ

クションの購入又は提供の別に区分した額

チ| 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五| 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ| 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲

げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポートージャーのうち、三月以上延滞

エクスポートしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行つたエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

		(10)
	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	
(ii)	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	
(iii)	銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	
(11)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
(1)	出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	
(2)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	

			(3)
		自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二 百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳	
		(4) クスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
		ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに係る次に掲げる事項	
(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び 合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）		
(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳		
(3)	当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行つたエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳		
(5)	原資産の種類別の内訳 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記		

載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポート・エイドの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・エイドについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・エイドの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え

て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが

適用される証券化エクスポート・エイドの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・エイドについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・エイドを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・エイドを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の

証券化エクスポート・ジャマーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャマーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャマーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャマーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャマーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャマーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アセット・リスクの値並びに開示期間における

るバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

口 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジヤーに関する

次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポートジヤー（以下「上場株式等エクスポートジヤー」という。）

(2) 上場株式等エクスポートジヤーに該当しない出資等又は株式等エクスポートジヤー

ロ 出資等又は株式等エクスポートジヤーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポートファンドの区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートファームの額

ヤーの額

九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

6 | 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 | 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 | 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 | 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日まで

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 前条第一項から第四項まで（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統

の期間をいう。以下この条及び第十二条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3| 前条第三項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4| 前条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、

同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二条第一項」と、「同条第四項第二号口中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5| 前条第六項から第八項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第二条第一項」と、「同条第七項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」

一基準行の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。次項及び第十二条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対

額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化

照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三

イ 信用リスクに関する次に掲げる事項

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
(2) 使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

ハ 使用する内部格付手法の種類

ハ 内部格付制度の概要

(3) (2) (1) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要 (vi)

及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するす

取引を含む。)に係る証券化エクスポートを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号口中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行(銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行(銀行の連結子法人等である銀行を除く。)又は規制外国法人の連結子法人等を除く。)」とあるのは「国際統一基準行(銀行持株会社の連結子法人等である銀

るエクスポートを含む。)全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i)

事業法人向けエクスポート(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートについて区別して

開示することを要する。)

ソブリン向けエクスポート

金融機関等向けエクスポート

株式等エクスポート(株式等エクスポートの信

用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)

居住用不動産向けエクスポート

適格リボルビング型リテール向けエクスポート

その他リテール向けエクスポート

(vi)

(v)

(vi)

(v)

(vi)

(v)

(vi)

(vii)

(viii)

(ix)

(x)

(xi)

(xii)

(xiii)

(xiv)

(xv)

(xvi)

(xvii)

(xviii)

(xix)

(xx)

(xxi)

(xxii)

(xxiii)

(xxiv)

(xxv)

(xxvi)

(xxvii)

(xxviii)

(xxix)

(xxx)

(xxxi)

(xxxii)

(xxxiii)

(xxxiv)

(xxxv)

(xxxvi)

(xxxvii)

(xxxviii)

(xxxix)

(xxxviii)

(xxxix)

(xxxv)

六 イ 口 で(自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の

行又は規制外国法人の連結子法人等を除く。)」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号」(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、「第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5| 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一| 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
二| 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)
6| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ| 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
二| 証券化エクスポート・リージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ| 証券化エクスポート・リージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ| 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポート・リージャーを保有しているかどうかの別

ト| 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポート・リージャーを保有しているものの名称

チ| 証券化取引に関する会計方針
リ| 証券化エクスポート・リージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

ヌ| 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル| 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入

する場合に限る。）

イ|リスク管理の方針及び手続の概要

ロ|マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ|想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

二|内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ|追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ|包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト|マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八|オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ|リスク管理の方針及び手続の概要

ロ|オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ|先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

当該手法の概要

(2)|(1)|
保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行

つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。)

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャパンに関する
リスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リ
スクの算定手法の概要

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成し
たと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれ
らの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二
号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規
定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であ
るものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所
要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く

。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポート
フォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの

区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次

に掲げるポートフオリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフオリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャーナル等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

ハ	(1)	内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	ロ	(3)	証券化エクスボージャー	(vi) (v) (iv) (iii) (ii) (i)	事業法人向けエクスボージャー ソブリン向けエクスボージャー 金融機関等向けエクスボージャー 居住用不動産向けエクスボージャー
	(2)	マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳					適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー その他リテール向けエクスボージャー
	(i)	簡易手法が適用される株式等エクスボージャー					
	(ii)	内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー					
	PD/LGD方式	PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー					
ハ		信用リスク・アセztトのみなし計算が適用されるエクスボージャー					

二 ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホルダーポラリティ・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

基礎的手法

粗利益配分手法

先進的計測手法

(3) (1) (2)

連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第二項第七号において同じ。）

イ 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスボージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次

に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートの主な種類別の内訳

(3)|(2)|(1)| 地域別
業種別又は取引相手の別
残存期間別

ハ| 三月以上延滞エクスポートの期末残高又はデフォルトしたエクスポートの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1)| 地域別

(2)| 業種別又は取引相手の別

ニ| 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引

当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しな

(1)| 地域別

(2)| 業種別又は取引相手の別

ホ| 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ| 標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

)並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第一百七十七条の二第一項第二号及び第二百四十七条第一項(自己資本比率告示第百二十五条、第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

- (1) 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート、ジャーマン及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートに係るEL_{default}を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場

合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる
掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付
（(i)のPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残

高 (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型
リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエク

スボージャー 次のいずれかの事項
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルト
したエクスボージャーに係る $EL_{default}$ を含む。）の加重平均
値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産
項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計
値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる
掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクス
ボージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソ
ブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用不
動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向け
エクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーご
との直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績
値との対比並びに要因分析

又 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー、金融機関等向けエクスポートジャー、居住用不動産向けエクスポートジャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャー及びその他リテール向けエクスポートジャーとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー及び金融機関等向けエクスポートジャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保

（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートジャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に

限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポートジヤー、金融機関等向けエクスポートジヤー、居住用不動産向けエクスポートジヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジヤー及びその他リテール向けエクスポートジヤーごとに開示することを要する。)

五

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

二 ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートジヤー方式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバテイブの想定元本額

六 イ 証券化エクスポートの想定元本額

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポートのうち、三月以上延滞エクスポートの額又はデフォルトしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

のFADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポート・ボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

口 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ボージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ボージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポート・ボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び

合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポートジヤーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジヤーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジヤーについて区別して記載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポートジヤーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートジヤーについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートジヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 原資産の種類別の内訳
自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え

て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号）を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 類別内の内訳	
	早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(i)	早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii)	連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(iii)	連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
二	連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーヤーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーヤーについて区別して記載することを要する。）
(2)	保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウエイト

エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工

クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスボ
ジヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号
を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが
適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

七

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけ
るバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示
期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平
均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の
額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係
る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・
アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説
明

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関する

次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表に係る

連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポートジャーマー

(2) 上場株式等エクスポートジャーマーに該当しない出資等又は株式

等エクスポートジャーマー

ロ 出資等又は株式等エクスポートジャーマーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益

ホ 株式等エクスポートジャーマーのポートフォリオの区分ごとの額

九 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマーの額

十 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 | 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 | 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 | 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第二項中「十号及び第十一号に掲げる事項に限る。」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）に係るものは、「をいう」と、同条第二項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。第六条第三項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第六条第三項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする

とする。

4 第二条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号口中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係る

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係る

ものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

(略)

3 2

規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十・十一 (略)

十二 自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三・十四 (略)

4 1

第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号(連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第十二号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。)により、第二項第一号に掲げる

ものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(新設)

3 2

規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十・十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

4 1

第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式

第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号により

それぞれ作成するものとする。

5 第一項第九号及び第三項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく四半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 | 1 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
| 1 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（以下この号において「持株

事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式

第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号により

それぞれ作成するものとする。

5 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十二年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく四半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 | 1 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
| 1 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（以下この号において「持株

会社グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ| 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ| 持株自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二| 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ| 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二| 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ(持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセツトの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては

会社グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ| 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ| 持株自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二| 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ| 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二| 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
三| 信用リスクに関する次に掲げる事項
イ| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ| 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)
(2) エクスポート・アセツトの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

<p>セツトの額)」とあるのは「信用リスク・アセツトの額」と、同項第六号口中「自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において）とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において）と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行つた証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートヤーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。</p> <p>第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額</p>	4
--	---

四	ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
	(3) (2) (1) 使用する内部格付手法の種類
	内部格付制度の概要
	次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (vi)
	及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これららのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
	(i) 事業法人向けエクスポートヤー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートヤーについて区別して開示することを要する。）
	ソブリン向けエクスポートヤー
	金融機関等向けエクスポートヤー
	株式等エクスポートヤー（株式等エクスポートヤーの信用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
	居住用不動産向けエクスポートヤー
	適格リボルビング型リテール向けエクスポートヤー
	その他リテール向けエクスポートヤー
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について

は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において

て、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第

一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を

算出する銀行にあっては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあ

るのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは

「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持

株会社」と、同号ロ中「自己資本比率告示第百六十七条」とある

のは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十

条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同

項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若

しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法

人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除

く。）」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「

貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「

別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、

第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替える

ものとする。

第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事

項とする。

一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスポート・ジャーナーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセztトの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポート・ジャーナーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャーナーを保有しているかどうかの別

ト 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行つた証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するもの

とする。

リ 証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判

定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変

更した場合には、その理由を含む。）

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

二 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八 オペレーションル・リスクに関する次に掲げる事項

イ | リスク管理の方針及び手続の概要

ロ | オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ | 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

当該手法の概要

(2) | (1) | 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 | 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 | 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ | リスク管理の方針及び手続の概要

ロ | 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

十一 | 持株自己資本比率告示第二条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 | その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳(①及び②)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- 事業法人向けエクスポートージャー
- ソブリン向けエクスポートージャー
- 金融機関等向けエクスポートージャー
- 居住用不動産向けエクスポートージャー
- 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー
- その他リテール向けエクスポートージャー
- 証券化エクスポートージャー

口 (3) 内部格付手法が適用される株式等エクスポートージャーに係る信
用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区

				分ごとの額
八	(1)	マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳		
	(ii)	簡易手法が適用される株式等エクスボージャー		
	(1)	内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー		
	(2)	PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー		
二		信用リスク・アセztトのみなし計算（持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセztトの額を計算すること）をいう。以下この条及び第十五条において同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額		
		マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額		
	(1)	標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリー）と開示することを要する。）		
	(2)	内部モデル方式		
ホ		オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額		
	(1)	基礎的手法		
	(2)	粗利益配分手法		
	(3)	先進的計測手法		
八		連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号の		

算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

| イ| 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスボージャーの主な種類別の内訳

| ロ| 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスボージャーの主な種類別の内訳

| 地域別

| 業種別又は取引相手の別

| 残存期間別

| ハ| 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトし

| たエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

| 地域別

| 業種別又は取引相手の別

二| 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増

減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ
業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ
標準的手法が適用されるエクスポート・ジャーマンについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後、残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、

第一百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条第一項（持株自己資本比率告示第百三条、第百五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十ペー

セントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポート・ジャーマンの額ト
内部格付手法が適用されるエクスポート・ジャーマンのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ
内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート
ジャーニー及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ご
とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用
する場合は、デフォルトしたエクスポートに係るEL_{default}
を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、
オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス
資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場
合は、コモジットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる
掛け目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート 債務者格
付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残
高

(3) 居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型
リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエク
スポート ジャーニー 次のいずれかの事項
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルト
したエクスポートに係るEL_{default}を含む。）の加重平均
値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資產
項目のEADの推計値、オフ・バランス資產項目のEADの推計
値、コモジットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる

掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのブール単位でのエクスポート・ボージャーの分析

リ| 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ボージャー、ソ
ブリン向けエクスポート・ボージャー、金融機関等向けエクスポート・ボージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・ボージャー、居住用不
動産向けエクスポート・ボージャー、適格リボルビング型リテール向け
エクスポート・ボージャー及びその他リテール向けエクスポート・ボージャーご
との直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績
値との対比並びに要因分析

ヌ| 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ボージャー、ソ
ブリン向けエクスポート・ボージャー、金融機関等向けエクスポート・ボージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・ボージャー、居住用不
動産向けエクスポート・ボージャー、適格リボルビング型リテール向け
エクスポート・ボージャー及びその他リテール向けエクスポート・ボージャーご
との長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ| 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポート・ボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポート・ボージャーの額の上方調整を行つてある場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

適格金融資産担保

(2) (1) (2)
適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオに
ついて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエク
スポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に
限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオにつ
いては、事業法人向けエクスposure、ソブリン向けエクス
posure、金融機関等向けエクスposure、居住用不動産
向けエクスposure、適格リボルビング型リテール向けエク
スposure及びその他リテール向けエクスposureごとに
開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式
ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）
合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相
当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額

を含む。)

二 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートジャーワ式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポートジャーワに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセジットの算出対象となる証券化エクスポートジャーワに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポートジャーワを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポートジャーワのうち、三月以上延滞エクスポートジャーワの額又はデフォルトしたエクスポートジャーワ

の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポート・エージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・エージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート・エージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポート・エージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・エージャーについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポート・エージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・エージャーについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により

千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・エージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・エージャーについて、次に

掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) | 与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

口] 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) | 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) | 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

			(3)
			持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により
			千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
		(4)	保有する再証券化エクスposureに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
			ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスposureに関する次に掲げる事項
		(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスposureを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
		(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
		(3)	当期に証券化取引を行ったエクスposureの概略（当期に証券化取引を行つたエクスposureの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
		(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
		(5)	保有する証券化エクスposureの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスposureについて区別して記

載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポート・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ウェイトについて区別して記載することを要する。）
(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ウェイトの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 持株自己資本比率告示第二百八十一条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ウェイトの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ウェイトについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ウェイトを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ウェイトを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期

償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャヤーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャヤーについて区別して記載することを要する。）
 - (2) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャヤーについて区別して記載することを要する。）
 - (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
 - (4) 持株自己資本比率告示第二百八十一条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- イ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
- イ 期末のバリュー・アセット・リスクの値並びに開示期間における

るバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

口 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示

均及び最低の値

期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係

二 バツク・テスティングの結果及び損益の実績値がパリュー・

明 アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスボージャーに関する
次に掲げる事項

イ
連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る
連結貸借対照表計上額

上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスボーリジヤーに該当しない出資等又は株式等エクスボーリジヤー

口
出資等又は株式等エクスポートジヤーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識さ
しない平預負債の額

二　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益 の額

ホ 株式等エクスポート・ジャーナーのポートフォリオの区分ごとの額

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャーナーの額

十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 | 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

| イ オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに口及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ デリバティブル取引等（持株自己資本比率告示第五十七条第一

項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブル取引等について算出したエクスポート・ジャーナーの額（デリバティブル取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブル取引等についてカレント・エクスポート・ジャーナー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリ

バティブに係る想定元本の額の合計額をいう。) 及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

ハ レポ取引等に関する額 (レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートの額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) の合計額をいう。)

二 オフ・バランス取引 (デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。) に関する額 (取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポートの額、対象資産に係るエクスポートの額及び証券化エクスポートの額の合計額をいう。)

金融機関等 (金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額 (コミットメントの未引出額を含む。)

ロ 金融機関等が発行した有価証券 (担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。) の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートの一の額 (法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)

二 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポートージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金及び借入金の額並びにコミットメントの未引出額

ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポートージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四 発行済有価証券の残高

五 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

- 六 信託財産及びこれに類する資産の残高
- 七 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
- 八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- 九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額
- イ 売買目的有価証券
- ロ その他有価証券
- 十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高
- 十一 対外与信の残高
- 十二 対外債務の残高
- 6 第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
- 7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3| 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4| 第二条第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出

第八条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の

規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5| 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこ

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこ

れらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十・十一 (略)

十二 持株自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に
関する開示事項

十三・十四 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

第三章 国内基準行等における開示事項

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第九号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

九 出資等又は株式等エクスポートジャーマンに関するリスク管理の方針

れらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十・十一 (略)

十二・十三 (新設)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

第三章 国内基準行等における開示事項

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーマンに関する

及び手続の概要

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

リスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一(二) (略)

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスボージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエフオリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスボージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーごとに開示することを要する。）

(1)・(2) (略)

四(六) (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一(二) (略)

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスボージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーごとに開示することを要する。）

(1)・(2) (略)

四(六) (略)

七 出資等又は株式等エクスポート・ジャーナーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借

対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポート・ジャーナー（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号において「上場株式等エクスポート・ジャーナー」という。）

(2) (略)
ローブ (略)

(2) (略)
ローブ (略)

九 金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第十一条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャーナーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借

対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポート・ジャーナー

九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第十一条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」

「とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポートジャーナーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとされる、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一九 （略）

十 出資等又は株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 金利リスクに関する次に掲げる事項

「とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一九 （略）

十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二〇七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項

イヽホ (略)

九 (略)

十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第九号により、前項第四号

イ (略)

ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二〇七 (略)

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項

イヽホ (略)

九 (略)

十 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第四号により、前項第四号

に掲げる事項は別紙様式第十号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

十 出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ （略）

ロ 持株会社グループが内部管理上使用した金利リスク算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資

に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針及び手續の概要

十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ （略）

ロ 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った

本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算 (持株自己資本比率告示

第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この項において同じ。) が適用されるエクスボーナーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

二・ヘ (略)

三・七 (略)

八 出資等又は株式等エクスボーナーに関する次に掲げる事項

イ・ホ (略)

九 (略)

十 金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボーナーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

二・ヘ (略)

三・七 (略)

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスボーナーに関する次に掲げる事項

イ・ホ (略)

九 (略)

十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 (略)

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号により作成するものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 (略)

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号により作成するものとする。

(別紙様式第二号)

(新設)

(別紙)

(別紙様式第三号)

(略)

(別紙様式第四号)

(別紙)

(別紙様式第五号)

(略)

(別紙様式第七号)

(略)

(別紙様式第八号)

(別紙)

(別紙様式第九号)

(略)

(別紙様式第十号)

(略)

(別紙様式第七号)

(略)

(別紙様式第三号)

(略)

(別紙様式第二号)

(略)

(別紙様式第一号)

(新設)

(別紙様式第四号)

(略)

(別紙様式第五号)

(略)

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

改正案	現行
第二章 国内基準金庫における開示事項 （単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	第二章 国内基準金庫における開示事項 （単体における事業年度の開示事項）
第二条 （略）	第二条 （略）
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
3 （略）	3 （略）
一〇七 （略）	一〇七 （略）
八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一條 第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポート・ジャイ（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポート・ジャイに関するリスク管理の方針及び手続の概要	八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一條 第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポート・ジャイ（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポート・ジャイに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。）
九 金利リスクに関する次に掲げる事項	九 金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第八号、次条第三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七条第三項第十号及び第四項第十号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

4 (略)

一・五 (略)

六 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマンに関する次に掲げる事項

特定期に係るものと除く。次条第四項第七号において同じ。)

七・八 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ・ホ (略)

一・十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規

イ・ロ (略)

4 (略)

一・五 (略)

六 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマンに関する次に掲げる事項

特定期に係るものと除く。次条第四項第七号において同じ。)

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ・ホ (略)

一・十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規

定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二〇九 （略）

（半期の開示事項）

第四条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限

定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二〇九 （略）

（半期の開示事項）

第四条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限

る。）のうち、自己資本の充実の状況に關する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第一百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）」のうち、自己資本の充実の状況に關する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）

第六条 規則第一百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に

（単体における事業年度の開示事項）

第六条 規則第一百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用金庫連合会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

限る。)とする。

一| 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二| 信用金庫連合会全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三| 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ| リスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要

ロ| 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ| 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を示す）

の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

二| 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項

(1)| 信用リスク・アセツトの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会

社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセツトの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスボージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合

内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3)| (2)| (1)| 内部格付制度の概要

(3)| (2)| (1)| 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関する

エクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらの中のポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障がないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)| 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

二| 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ| 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)| リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を示す）

(2)| エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ| 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

使用する内部格付手法の種類

内部格付制度の概要

内部格付制度の概要

(ii) パラメーター推計 (PD、LGD及びEADの推計をいう。) 及びその検証体制	(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の方の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項
---	---------------------------------------	--

場合	内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
内部格付手法の種類	一 使用する内部格付手法の種類	二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	一 使用する内部格付手法の種類

ソブリン向けエクスポート・ジャーマン	金融機関等向けエクスポート・ジャーマン	(iv) (iii) (ii)
用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)	株式等エクスポート・ジャーマン (株式等エクスポート・ジャーマンの信	
居住用不動産向けエクスポート・ジャーマン	適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーマン	
その他リテール向けエクスポート・ジャーマン	(vi) (v)	
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	

五 三 四 五 イ イ ロ ハ ニ ホ	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手續の概要	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手續の概要
リスク管理の方針及びリスク特性の概要	自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで (自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。) に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで (自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。) に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
ハ 二 ニ ホ	信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
ハ 二 ニ ホ	証券化エクスポート・ジャーマンの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称	証券化エクスポート・ジャーマンの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称
ハ 二 ニ ホ	証券化エクスポート・ジャーマンのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	証券化エクスポート・ジャーマンのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ハ 二 ニ ホ	信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に	信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に

内部格付手 法を段階的 に適用する 場合	計画がある 場合	業単位又は 資産区分が ないとき	内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は 資産区分が ないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事 業単位又は資産区分の範囲	三 当該計画の対象となる事業單 位又は資産区分の範囲	四 前号の範囲に適用する信用リ スク・アセツトの額を算出する 手法の種類	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事 業単位又は資産区分の範囲	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事 業単位又は資産区分の範囲	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事 業単位又は資産区分の範囲
五 内部格付手法の適用を除外す る事業単位（多数である場合に あつては、主な事業単位）又は 資産区分の範囲	四 前号の範囲に適用する信用リ スク・アセツトの額を算出する 手法の種類	三 当該計画の対象となる事業單 位又は資産区分の範囲	二 内部格付手法が適用される事 業単位又は資産区分の範囲	一 使用する内部格付手法の種類	六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告 示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入 する場合に限る。）	チ 証券化取引に関する会計方針	リ 証券化エクスポート・ジャーナルの種類ごとのリスク・ウェイトの判 定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変 更した場合には、その理由を含む。）	ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	ト 信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関 連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行つた証券化取引（信 用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を 含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナルを保有しているもの の名称
ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を 踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	イ リスク管理の方針及び手続の概要	ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複 数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リ スク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）							スポート・ジャーナルを保有しているかどうかの別

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告 示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入 する場合に限る。）	チ 証券化取引に関する会計方針	リ 証券化エクスポート・ジャーナルの種類ごとのリスク・ウェイトの判 定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変 更した場合には、その理由を含む。）	ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	ト 信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関 連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行つた証券化取引（信 用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を 含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナルを保有しているもの の名称
イ リスク管理の方針及び手続の概要	チ 証券化取引に関する会計方針	リ 証券化エクスポート・ジャーナルの種類ごとのリスク・ウェイトの判 定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変 更した場合には、その理由を含む。）	ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	ト 信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関 連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行つた証券化取引（信 用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を 含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナルを保有しているもの の名称
ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複 数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リ スク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）	チ 証券化取引に関する会計方針	リ 証券化エクスポート・ジャーナルの種類ごとのリスク・ウェイトの判 定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変 更した場合には、その理由を含む。）	ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	ト 信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関 連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行つた証券化取引（信 用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を 含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナルを保有しているもの の名称

引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関する用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五| 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六| 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ| リスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要
ロ| 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ| 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているかどうかの別

二| 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体との当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

二| 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ| 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ| 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト| マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七| オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ| オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名稱（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
(1)| 当該手法の概要
(2)| 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八| 出資等又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九| 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ| リスク管理の方針及び手續の概要
ロ| 信用金庫連合会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

ホ| 証券化取引に関する会計方針

ヘ| 証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあつては、その理由を含む。）

ト| 内部評価方式を使用している場合には、その概要

七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ| リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
ロ| 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

八| オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ| リスク管理の方針及び手続の概要

ロ| オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九| 出資等又は株式等エクスポート・ジャーナー（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要

十| 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

一| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

明| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ| 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

（1）標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（2）内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・ジャーナル全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(v) | (iv) | (iii) | (ii) | (i) | 事業法人向けエクスポート・ジャーナル
ソブリン向けエクスポート・ジャーナル
金融機関等向けエクスポート・ジャーナル
居住用不動産向けエクスポート・ジャーナル
適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーナル

十一	金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて いるものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別紙様式第七号 第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項	イ	リスク管理の方針及び手續の概要
ロ	内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要		
十一	貸借対照表の科目が別紙様式第三号に記載する項目のいずれ に相当するかについての説明		
十二	自己資本比率規制上のエクスボージャーの額と貸借対照表計 上額との差異及びその要因に関する説明		
第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比 率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）とす る。			
一	信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスク に該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に 掲げる事項	二	ハ
イ	次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの期末残高及びそれ らの主な種類別の内訳	(1)	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち 信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額
ロ	地域別	(2)	標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、 コモディティ・リスク及びオプション取引のカタゴリーニー）と に開示することを要する。
(3)	業種別	(2)	内部モデル方式
	残存期間別		オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこ のうち信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額
ロ	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平 成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は 第四項に規定する債権に係る債務者のエクスボージャーの期末		基礎的手法

		(3)	(vi)
			その他のリテール向けエクスボージャー
			証券化エクスボージャー
ロ	用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区 分ごとの額		
	内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信 用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区 分ごとの額		
	(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージ ヤー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳		
	(ii) (i) 簡易手法が適用される株式等エクスボージャー		
	(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー		
	(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー		
	ハ		
	信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボー ジヤーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額		
	(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち 信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額		
	(2) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、 コモディティ・リスク及びオプション取引のカタゴリーニー）と に開示することを要する。		
	(3) (2) (1) 内部モデル方式		
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこ のうち信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額		
	基礎的手法		
	粗利益配分手法		
	先進的計測手法		

残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスボージャーの期末残高

二 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を

実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスボージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことと伴い、当該エクスボージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二| 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーの額

三| イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次に掲げる事項

ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）

二| 信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスボージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスボージャーの主な種類別の内訳

（1）地域別

（2）業種別又は取引相手の別
（3）残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトし

たエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

（1）地域別
（2）業種別又は取引相手の別

ヘ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引

イ 次に掲げる額の合計額

(1) オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関する貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

(3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

(4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）

ト 並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第百七十七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

チ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーチング・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第一百五十五条第三項及び第五項並びに第一百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

升 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

口

金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央

清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下口、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

（1）金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミニットメントの未引出額を含む。）
（2）金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額

（3）金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・ヤーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
（4）金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ヤー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ
金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

する。）
（1）事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー及び金融機関等向けエクスポート・ヤー（債務者格付）とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポート・ヤーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミニットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

（2）PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー（債務者格付）とのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
（3）居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤー 次のいずれかの事項
（i）ブール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポート・ヤーに係るELdefault を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミニットメントの未引出額及び当該未引出額に乗

(1)	金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）	する掛目の推計値の加重平均値
(2)	金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・ヤーの額（法的に有効な相対ネットディング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）	(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのペール単位でのエクスポート・ヤーの分析
(3)	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカント・エクスポート・ヤー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットディング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）	リブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、ソリ、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との对比並びに要因分析
二	発行済の有価証券の残高	ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との对比
ト	直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額	イ 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
ヘ	信託財産及びこれに類する資産の残高	チ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポート・ヤーの額の上方調整を行つている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
リ	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	
リ	次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額	
(1)	売買目的有価証券	

(i)	内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との对比並びに要因分析	リブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、ソリ、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との对比
三	内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との对比並びに要因分析	ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との对比
イ	標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポート・ヤーの額の上方調整を行つている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内	チ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポート・ヤーの額の上方調整を行つている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
チ	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	
リ	次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額	
(1)	売買目的有価証券	

(2) | その他有価証券

又観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル| 対外与信の残高
ヲ| 対外債務の残高

四| 損益又は経済的価値の増減額

5| 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）により作成するものとする。

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人

向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) | 適格金融資産担保

(2) | 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

口| 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四| 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ| 与信相当額の算出に用いる方式

ロ| グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ| 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額

を含む。)

二 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートジャーワ式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポートジャーワに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセジットの算出対象となる証券化エクスポートジャーワに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポートジャーワを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポートジャーワのうち、三月以上延滞エクスポートジャーワの額又はデフォルトしたエクスポートジャーワ

の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に

掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) |

保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

口
信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）

			(3)
			自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二 百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
		(4)	クスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
		ハ	信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートの区分ごとの内訳
			に関する次に掲げる事項
	(1)		原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
	(2)		証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
	(3)		当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行つたエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
	(4)		証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
	(5)		原資産の種類別の内訳 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記

載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポート・エイドの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・エイドについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・エイドの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え

て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・エイドの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・エイドについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・エイドを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・エイドを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償

還条項付の証券化エクスポート・ジャヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャヤーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャヤーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの適切な数のリスク・ウェイドの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャヤーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイドが適用される証券化エクスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 イ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アセット・リスクの値並びに開示期間における

るバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七

出資等又は株式等エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポートジヤー

(2) 上場株式等エクスポートジヤーに該当しない出資等又は株式等エクスポートジヤー

ロ 出資等又は株式等エクスポートジヤーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポートジヤーのポートフォリオの区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート

ヤーの額

九 金利リスクに関して信用金庫連合会が内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

項)

第七条 規則第二百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ハ 自己資本比率告示第二十六条が適用される金融業務を営む会社の名称及び主要な業務の内容

(連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第二百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第九条第二項第十二号及び第十二号において同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第二十六条の規定が適用される金融業務を

営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資

産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれな

いもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲

に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の

額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概

要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項について

は、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中

「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事

項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第

十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」

と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グル

ープ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率

を算出する対象となる会社の集團をいう。第六号ハにおいて同じ

。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセツトの額（

自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあ

つては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リス

ク・アセツトの額）」とあるのは「信用リスク・アセツトの額」

と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「

連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸
借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれな

いもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲

に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の

額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概

要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

イ 信用リスクに関する次に掲げる事項

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げ

る事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を

含む。）

(2) エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に

使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

げる事項

イ 使用する内部格付手法の種類

内格付制度の概要

(3) (2) (1) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要 (vi)

保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスボージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称及び所要自己資本を下回つた額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自

及び(Ⅳ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

ソブリン向けエクスボージャー

金融機関等向けエクスボージャー

株式等エクスボージャー（株式等エクスボージャーの信
用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

居住用不動産向けエクスボージャー

適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー

その他リテール向けエクスボージャー

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま

己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

で(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポートの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポートのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートのを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

ル ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

リスク管理の方針及び手続の概要

口 マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リ

スク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。)

八 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を
皆まえ、取引の特徴に基づいて箇別に価格を平価するための方針

二 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概

要並びにバツク・テスティング及びストレス・テストの説明

これが自らの名前で書かれてゐる場合に

へ
包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ト
マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評

卷之三

リスク管理の方針及び手続の概要

口 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名

（部分的に先進的詮演手法を併用する場合は各手法の適用範囲を含む。）

ハ
先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

当該手法の概要

(2) (1) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポートオーナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 金利リスクに関する次に掲げる事項
イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十一 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く（1）標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの

区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートフォリオ全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(1) 分ごとの額	(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートファイ及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	内部格付手法が適用される株式等エクスポートファイに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(ii) (i)	簡易手法が適用される株式等エクスポートファイ	内部モデル手法が適用される株式等エクスポートファイ

			(2)	PD/LGD方式が適用される株式等エクスポート
ハ	信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート			
ジヤー	に係る信用リスクに対する所要自己資本の額			
二	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち			
	連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額			
(1)	標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、			
	コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリー）と			
	に開示することを要する。）			
(2)	内部モデル方式			
ホ	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び二			
のうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額				
(1)	基礎的手法			
(2)	粗利益配分手法			
(3)	先進的計測手法			
ヘ	連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第十九条の算式の			
分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第二項第七				
号において同じ。）				
三	信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。）に関する次に掲げる事項			
イ	信用リスクに関するエクスポートの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポートの			

主な種類別の内訳

口 信用リスクに関するエクスポートの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートの主な種類別の内訳

類別
の内訳
地域別

業種別又は取引相手の別

(3) (2) (1)
残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポートの期末残高又はデフォルトしたエクスポートの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

地域別

(2) (1)
業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒り当金、個別貸倒り当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒り当金及び個別貸倒り当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒り当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

地域別

(2) (1)
業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

・標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した

後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第百七十一項第一項、第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて、自己資本比率告示第一百五十二条第三項及び第五項並びに第一百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バラ

ンス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミニットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー 債務者格付(+)とのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャー次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスボージャーに係るEL/defaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミニットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上で、プール単位でのエクスボージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績

値との対比並びに要因分析

又 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート、金融機関等向けエクスポート、居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポートとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート）とに開示することを要する。

口 (1) 適格金融資産担保

(2) (1) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエク

スボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとに開示することを要する。）

五| 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

| イ| 与信相当額の算出に用いる方式

| ロ| グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

| ハ| 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

| ニ| ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスボージャー方式を用いる場合に限る。）

| ホ| 本当額
ト| 担保の種類別の額

| ヘ| 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

| 定| 元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテ

クションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六| イ| 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ・アセツトの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1)| 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスボ
ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期
の証券化取引に係るものに限る。）

(2)| 原資産を構成するエクスボージャーのうち、三月以上延滞
エクスボージャーの額又はデフォルトしたエクスボージャー
の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の
内訳（ただし、連結グループが証券化エクスボージャーを保
有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引
に係るものに限る。）

(3)| 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳

(4)| 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期
に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。）

(5)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(6)	保有する証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）
(7)	保有する証券化エクスポート・ジャーラーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
(9)	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(10)	早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(i)	早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii)	連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(iii)	連結グループが投資家の持分に対しても算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーを対象とする実行済みの

信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセ

ツトの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲
げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二
百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エ
クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケッ
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項

(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び 合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資 産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスボ リジャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期 の証券化取引に係るものに限る。）
(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら の主な資産の種類別の内訳
(3)	当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期 に証券化取引を行つたエクスボージャーの額及び主な原資產 の種類別の内訳を含む。）
(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な 原資産の種類別の内訳
(5)	保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種 類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記 載することを要する。）
(6)	保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウ エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ クスボージャーについて区別して記載することを要する。）
(7)	包括的リスクの計測対象としている証券化エクスボージャ ーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別 の所要自己資本の額の内訳
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な 原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え

て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号）を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが

適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種

類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーについて、次に

掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還

条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャードの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工クスポート・ジャードについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャードの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えを準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポート・ジャードの額及び主な原資産の種類別の内訳

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 バック・テストティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説

明

八|出資等又は株式等エクスポートヤーに関する次に掲げる事項
イ|連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る
連結貸借対照表計上額

(1)|上場株式等エクスポートヤー

(2)|上場株式等エクスポートヤーに該当しない出資等又は株式
等エクスポートヤー

|出資等又は株式等エクスポートヤーの売却及び償却に伴う損

益の額

ハ|連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識さ
れない評価損益の額

ニ|連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益

ホ|株式等エクスポートヤーのポートフォリオの区分ごとの額
九|信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート
ヤーの額

十|金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シ
ヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事
項とする。

一|連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二|前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生
じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 | 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第八条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 | 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3 | 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表照表」と読み替えるものとする。

4 | 第六条第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第四号」とあるのは「別紙様式第七号」と読み替えるものとする。

(半期の開示事項)

第八条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 | 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状

況について」とあるのは「第一百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、「並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、「とあるのは「をいう」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第六項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 規則第一百三十五条第一項に規定する自己資本の充実の状況に

ついて金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3| 第六条第三項（第十号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七条

（新設）

第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第六条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第四項及び第五項並びに第七条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第七号」と、第七条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 第七条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前年同期」と読み替えるものとする

（四半期の開示事項）

第十条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇十 （略）

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

（自己資本比率告示第三十一条各号の算式における分母の額における開示事項）

規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇八 （略）

九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 （略）

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

（四半期の開示事項）

第九条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇十 （略）

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

（新設）

規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇八 （略）

九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 （略）

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

十二　自己資本比率告示第十九条各号の算式における分母の額に関する開示事項

(新設)

十三・十四　(略)

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第十二号に掲げる事項については、第一面に限る。）により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(別紙様式第四号)

(別紙)

(別紙様式第五号)

(略)

十二・十三　(略)

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(新設)

(別紙様式第四号)

(略)

(別紙様式第七号)

(別紙)

(新設)

(別紙様式第八号)

(略)

(別紙様式第五号)

(略)

(別紙様式第九号)

(別紙)

(新設)

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

	改 正 案	現 行
	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	(単体における事業年度の開示事項)
第二条 (略)	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
3・4 (略)		3・4 (略)
	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)	(連結会計年度の開示事項)
第三条 (略)	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
3 (略)		3 (略)
4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。		4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
二九 (略)		二九 (略)

[REDACTED]